

あすか訪問看護ステーション 料金表一覧（介護保険）

ご請求料金の単価は以下のとおりです。（特別地域加算15%含む）

基本料金（令和6年6月1日～）							
			サービス時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	要介護	I ①	20分未満	314	361	722	1083
		I ②	30分未満	471	542	1083	1625
		I ③	60分未満	823	946	1893	2839
		I ④	60分以上90分未満	1128	1297	2594	3892
	要支援	予I ①	20分未満	303	348	697	1045
		予I ②	30分未満	451	519	1037	1556
		予I ③	60分未満	794	913	1826	2739
		予I ④	60分以上90分未満	1090	1254	2507	3761
准看護師	要介護	I ①	20分未満	283	325	651	976
		I ②	30分未満	424	488	975	1463
		I ③	60分未満	741	852	1704	2556
		I ④	60分以上90分未満	1015	1167	2335	3502
	要支援	予I ①	20分未満	273	314	628	942
		予I ②	30分未満	406	467	934	1401
		予I ③	60分未満	715	822	1645	2467
		予I ④	60分以上90分未満	981	1128	2256	3384

営業時間外の場合

夜間・早朝	朝6時～8時、夜18時～22時のサービスは基本単位数に25%加算
深夜	夜22時～朝6時のサービスには基本単位数に50%加算

※ 早朝、夜間・深夜加算については1ヵ月に2回目以降の緊急訪問時に算定。

下記について次の料金を加算してご請求いたします。

※ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外となります。

各加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算Ⅰ	350/月	350円	700円	1050円	
初回加算Ⅱ	300/月	300円	600円	900円	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574/月	574円	1148円	1722円	
特別管理加算Ⅰ	500/月	500円	1000円	1500円	
特別管理加算Ⅱ	250/月	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算	2500/月	2500円	5000円	7500円	
退院時共同指導加算	600/回	600円	1200円	1800円	
長時間訪問看護加算	300円/回	300円	600円	900円	
複数名Ⅰ加算	30分未満	254/回	254円	508円	762円
	30分以上	402/回	402円	804円	1206円
複数名Ⅱ加算	30分未満	201/回	201円	402円	603円
	30分以上	317/回	317円	634円	951円

あすか訪問看護ステーション 各加算一覧（介護保険）

下記について、各加算の概要のご説明です。

初回加算	(Ⅰ)350単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所等から退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合に加算
	(Ⅱ)300単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に加算。 ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない
緊急時 訪問看護 加算	(Ⅱ)574単位/月	(1) 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
特別管理 加算	(Ⅰ)500単位/月	管理が必要な場合に1月に1回算定 ※ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態
	(Ⅱ)250単位/月	管理が必要な場合に1月に1回算定 ※在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅持続用陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理の管理を受けている状態。人工肛門また人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
特別地域 加算	所定単位数に15/100 を乗じた単位数	厚生労働大臣が定める地域：離島振興対策実施地域 (長崎県離島地区)
ターミナル 加算	2500単位/死亡月	ターミナルケア（看取りケア）を行った場合
退院時 共同指導 加算	600単位/回	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。ただし、初回加算を算定する場合は算定しない。
長時間 訪問看護 加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して、90分以上の訪問看護を行った場合
複数名Ⅰ 加算	30分未満 254単位/回	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
	30分以上 402単位/回	
複数名Ⅱ 加算	30分未満 201単位/回	1回につき複数名の看護師と看護補助者が2人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
	30分以上 317単位/回	